

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

基本目標Ⅰ 互いの人権の尊重と平等をめざす教育学習の推進

教育が次世代に関わる児童生徒等の人間の意識及び価値観の形成に果たす役割は大きいことから、学校教育の場で、多様性を持った人権尊重を基盤とし、お互いの男女共同参画に関する理解の促進やキャリア形成ができるよう意識啓発等に努めます。また、市民に対しても幅広く周知活動を実施していきます。

○主要課題1 「幼・保・学校等」学びの場における男女共同参画の実現

【現状と課題】

児童・生徒が、性別にかかわらず、主体的に進路を選択する能力を身に付け、かつ、広い分野でその能力及び個性を発揮するため、児童・生徒における男女共同参画に関する理解を促進していく必要があります。

本市では、人権教育を推進し、小学生向け啓発資料の配布や中学生に対する講演会の実施など、学校現場における共同参画の取り組みが行われています。

ほとんどの市民は「進路指導でそれぞれの能力や個性をいかせるようにする」「指導の場で平等意識を育てていく」ことを望むなど、学校で行われる共同参画教育に対して大きな期待を持っています。【資料1, 2】

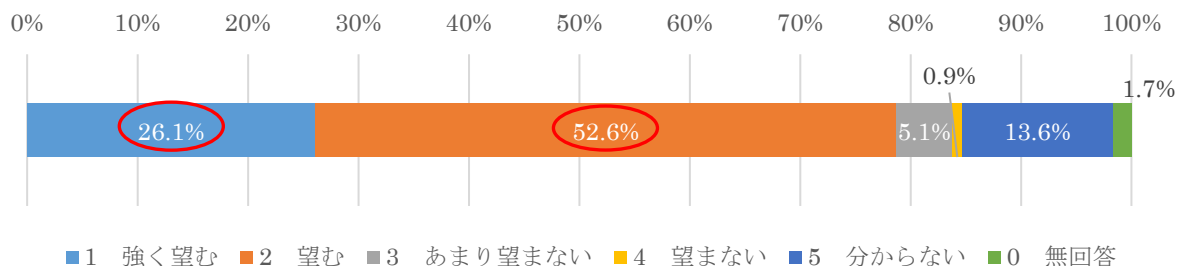
また、「ジェンダー平等」や「人権問題」について中学生の更なる習熟を深める機会を設けるなど、あらゆる学びの場において共同参画教育の充実が求められています。【資料3, 4】

<令和3年度の主な実施事業>

○小学生向け啓発資料の作成

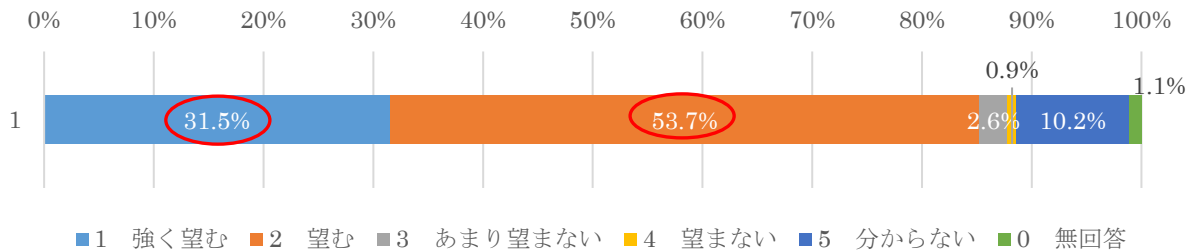
○中学生に対する講演会の実施

【資料1】 学校における共同参画教育に関して、教師自身が共同参画に関する研修を通して意識を変えることを望みますか。



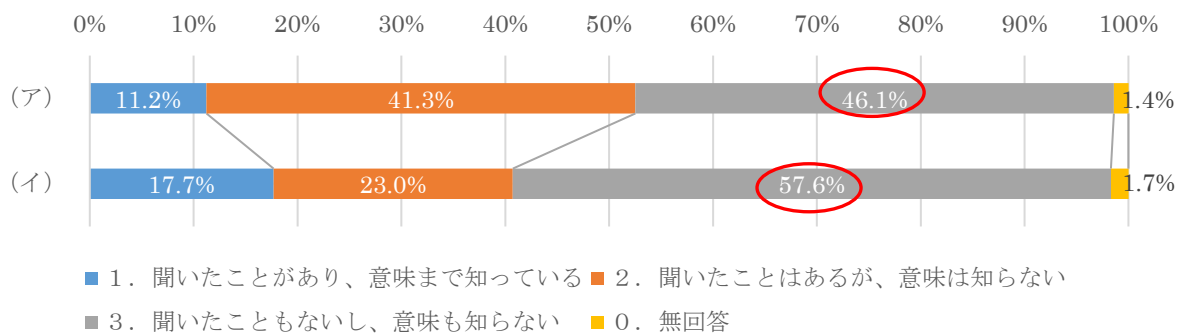
第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

資料2 学校における共同参画教育に関して、指導の場で平等意識を育てていくことを望みますか。

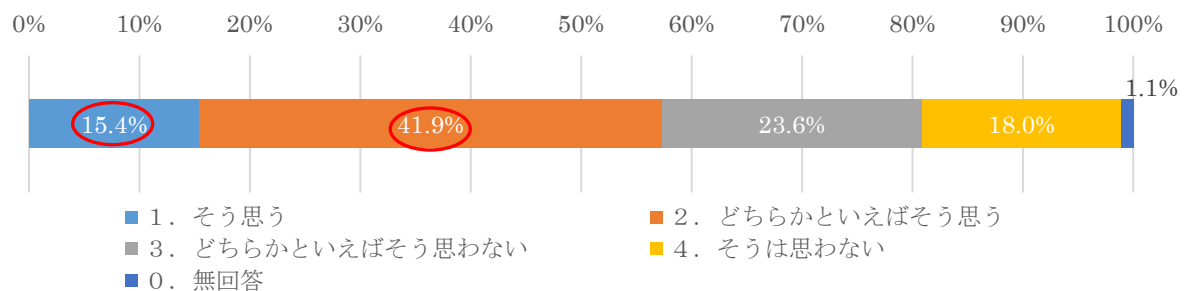


以上、【R3.6-7 市民意識調査結果（市民編）より】

資料3 (ア)「男女共同参画社会」(イ)「LGBTQ」の語句を知っていますか？



資料4 他人と接する上で、相手の気持ちを思いやることが大切だと思いますか？



以上、【R3.7 市民意識調査結果（中学生編）より】

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

【施策の方向】

(1) 教育の場等で意識の中に形成された固定的役割意識や偏見の解消

- 子どもの発達段階に合わせて、身近な題材や素材をテーマに人権教育に関する講演会などを開催し、個人の尊重や相互理解など共同参画意識の醸成に努めます。

(2) 多様性をもって、人間として幅広く人権尊重の考え方ができる教育の推進

- 互いの良さを見つけ、違いを尊重し合えるよう、特別の教科 道徳や学級活動等の学習を通じて、異性についての理解を深めるなど、共同参画教育の更なる充実を図ります。

【具体的施策・事業】

- ① 男女共同参画や人権に関する学習の推進（市民生活部・教育部）
- ② 中学生向け男女共同参画社会に関する講演会等の実施（市民生活部・教育部）
- ③ PTA 活動への男性の参加の促進（教育部）
- ④ 教職員などに対する男女共同参画に関する研修の充実（市民生活部・福祉子ども未来部・教育部）
- ⑤ 新たな教材やワークショップなどの手法を取り入れた学習の検討（市民生活部・教育部）

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

○主要課題2 キャリア教育の推進と次代を担う人材の育成

【現状と課題】

デジタル技術の進歩により社会情勢及び労働環境が急速に変化する中、未来を担う若い世代の人達が、職業、結婚出産等を見据えた自身のキャリア形成ができるような情報提供・意識の啓発が求められています。【資料5】

ほとんどの市民は「進路指導をそれぞれの能力や個性をいかせるようにする」ことを望むなど、学校で行われる共同参画教育に対して大きな期待を持っています。【資料6】

それぞれが長期的な視点で自らの人生設計（ライフプランニング）を行い、能力を発揮しつつ、主体的に生き方を選択することへの支援が、共にあらゆる分野に参画する共同参画社会の実現を図るうえで重要です。

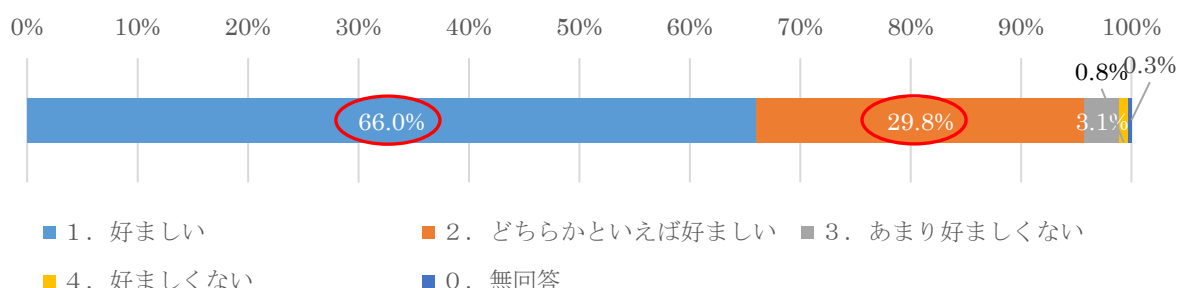
<令和3年度の主な実施事業>

○職場体験学習

○中学生と赤ちゃんふれあい交流事業

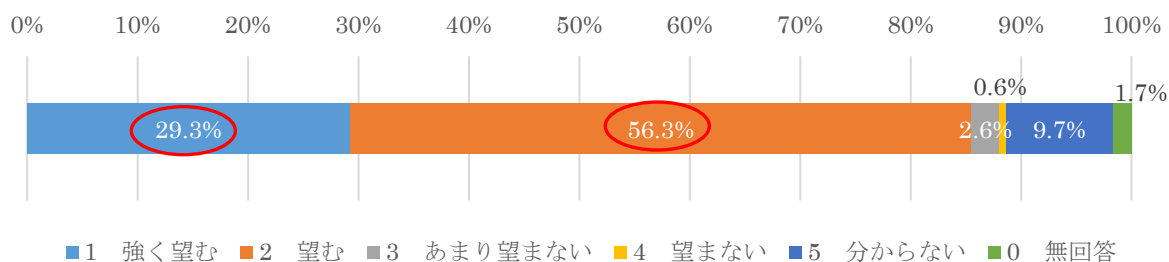
○生涯学習の推進

資料5 性別に関わりなく仕事を選ぶことができることについて、どう思いますか。



【R3.7 市民意識調査結果（中学生編）より】

資料6 学校における共同参画教育に関して、進路指導をそれぞれの能力や個性をいかせるようにすることを望みますか。



【R3.6-7 市民意識調査結果（市民編）より】

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

【施策の方向】

(1) 未来へ向け自身のキャリア形成ができるよう情報提供、意識啓発を図る

- ・ひとりひとりの個性や能力が十分発揮されるよう、職場体験学習などを通じて多様性を尊重する適切なキャリア教育を行い、共同参画教育の更なる充実を図ります。

(2) 次代を担うリーダーとなる人材の育成の推進

- ・共同参画社会の実現に向けて、市民講師やサークルのリーダーなどの地域における学習指導者の果たす役割が重要であり、指導者自身が人権尊重に基づく共同参画について知識と理解を深める機会の充実を図ります。

【具体的施策・事業】

- ① 性別に偏らない、幼児期からの家庭教育の啓発（福祉子ども未来部・教育部）
- ② 性別にとらわれない自己実現の推進（市民生活部・教育部）
- ③ 女性学、男性学、人権問題などの学習講座やプログラムの充実（教育部）
- ④ 生涯学習やボランティアなどに対する啓発、研修の実施（教育部）
- ⑤ 若い世代のための男女共同参画ガイドブックの作成（市民生活部・教育部）

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

○主要課題3 多様な生き方に対する理解促進に向けた取組の推進

【現状と課題】

男性は労働、女性は家事育児という固定的性別役割分担意識には根強いものがあり、この意識を変える必要があります。あらゆる世代の人が、性別や職業等にかかわらず、共同参画をそれぞれの身近な問題としてとらえられるよう、啓発活動を実施していくことが必要です。【資料7】

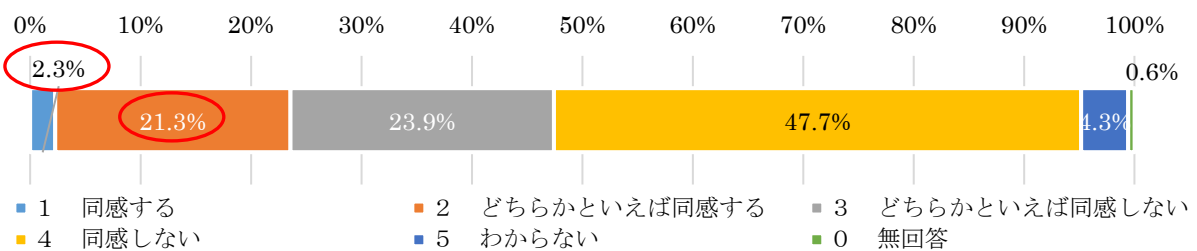
また、共同参画の推進に取り組むうえで、知識の習得や情報提供が十分に行われているかについても検討する必要があります。また、行政が実施する施策や事業内容についても市民生活全般に密接に関わりを持つことから、共同参画の視点を反映する必要があります。【資料8】

あらゆる世代の市民が、ハラスメント、子育て、介護などそれぞれの身近で切実な問題を切り口として、共同参画の重要性について認識を深めることができるよう、関係団体等と連携し、かつ、幅広く分かりやすい普及啓発を行うことが必要です。また、LGBTQ等の性的指向・性自認のとらえ方については、正しい知識と理解ある行動が求められています。

<令和3年度の主な実施事業>

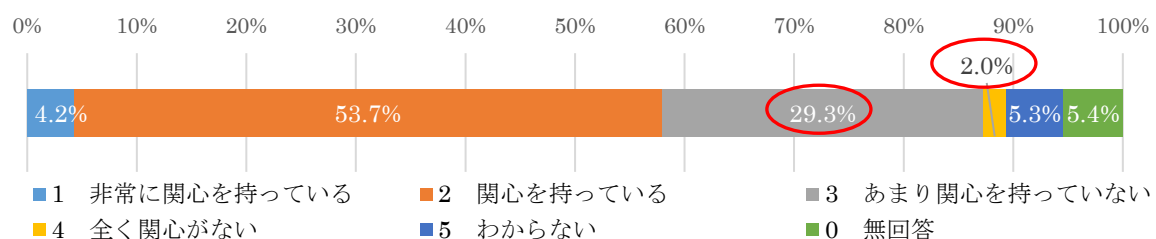
- パネルキャラバンの実施
- 市民向け講演会の開催
- 職員向け研修

資料7 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思いますか？



【R3.6-7 市民意識調査結果（市民編）より】

資料8 「男女共同参画社会」についてご存知ですか？あるいは関心がありますか？



【R3.6-7 市民意識調査結果（職員編）より】

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

【施策の方向】

(1) LGBTQ等の性的指向・性自認への理解促進

- ・市民が性的志向や性自認に関する正しい理解と認識を深め、性の意識の違いによって差別されることのないよう啓発や研修を実施してまいります。

(2) 幅広い市民に対して研修の実施

- ・共同参画を推進するにあたり、あらゆる世代に対し様々な機会を通して共同参画に関する啓発や研修を実施してまいります。

【具体的施策・事業】

- ① 大学などの調査研究機関との連携（市民生活部・福祉子ども未来部・教育部）
- ② 男女共同参画に関する積極的な情報の提供や研修会等の実施（市民生活部・福祉子ども未来部・教育部）
- ③ 男女共同参画の視点に立った市職員研修の充実（総務部・市民生活部）
- ④ 「男女共同参画推進月間」における啓発事業の実施（市民生活部）
- ⑤ LGBTQの情報提供や研修の実施（市民生活部、福祉子ども未来部、教育部）

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

基本目標Ⅱ 家庭における共同参画の実現

家庭内での相互理解及びコミュニケーションを深めるとともに、人権を互いに尊重するという意識の啓発に努め、協力し合って家事などを行うことができる環境の整備や育児、介護を支えるための支援を行っていきます。また、ひとり親世帯やパートナーからの暴力等、多様な困難を抱える女性等に対して、生活の安定と自立に向けた支援及び情報提供を行います。

○主要課題1 互いに支えあう家庭づくりへの支援や意識啓発の推進

【現状と課題】

家庭における共同参画を進める上で、家事や育児などの家庭内役割を男女が共同で取り組むことの大切さや必要性、固定的な性別役割意識の更なる変革が求められております。【資料9、10】

本市では、家庭における男女共同参画の促進に向けた啓発活動を中心に、様々な研修や子どもと一緒に参加できるイベント等が行われております。

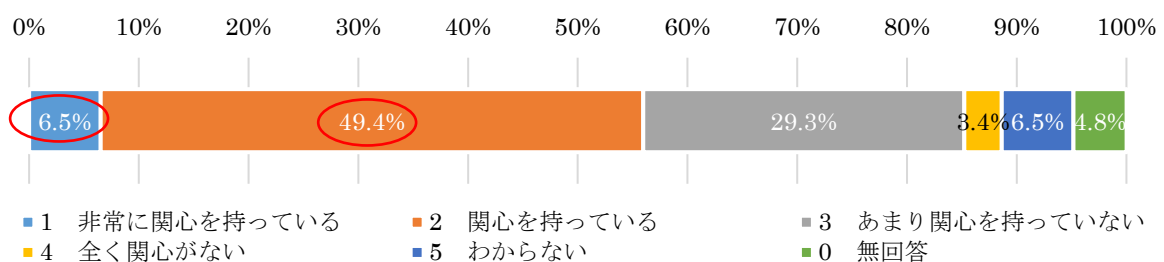
男女がともに社会へ参画するためにも、家庭における支え合い、対等な立場で家庭生活を営む必要があります。

また、健康は人が生き生きと暮らしていくための基本的な条件です。生涯にわたる心身の健康保持・増進に意識的に取り組み、自らの健康を主体的に確保していくことは、男女共同参画社会を形成していくうえで重要となります。

<令和3年度の主な実施事業>

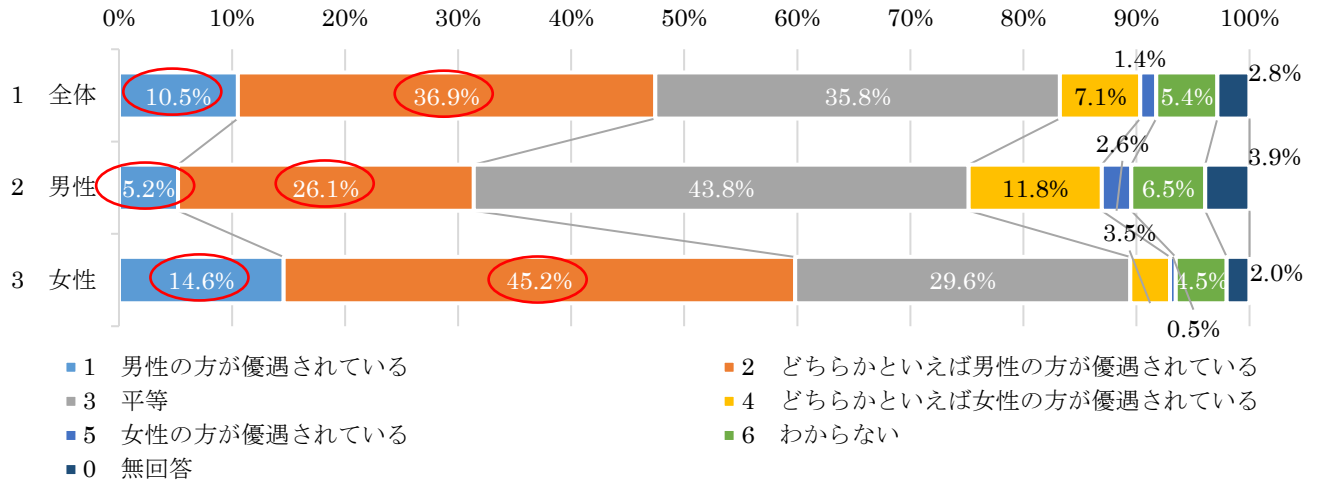
○パパ&ママクラス ○認知症家族とふれあい広場 ○塩竈学まちづくり学習事業

資料9 「男女共同参画社会」についてご存知ですか？あるいは関心がありますか？



第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

資料10 家庭生活中で男女の地位は平等になっていると思いますか？



以上、【R3. 6-7 市民意識調査結果（市民編）より】

【施策の方向】

（1）家事、育児、介護等の家庭生活に関する意識啓発の推進

- ・家庭における男女がそれぞれの個性や能力を十分に尊重し、夫婦・パートナーとして共に責任と役割を分かち合うことのできる家庭づくりに向けて、学習機会などの拡充に努めるとともに、家庭生活への参画に関する知識や技術の習得を目的とした講座等の更なる充実を図ります。

（2）生涯を通じた心と体の健康づくりへの支援

- ・生涯にわたり、健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう健康のための情報提供や相談体制の充実を図ります。

【具体的施策・事業】

- ① 家庭における男女共同参画の促進に向けた啓発活動の推進（市民生活部・福祉子ども未来部・教育部）
- ② 母子保健サービスの充実（福祉子ども未来部）
- ③ ライフステージに応じた心身の健康支援と相談体制の充実（福祉子ども未来部）
- ④ 介護に関する学びの場の創出（福祉子ども未来部）
- ⑤ 各種生活講座の開催（市民生活部・福祉子ども未来部・教育部）
- ⑥ 親子が一緒に参加できるイベントや講座の開催（福祉子ども未来部・教育部）

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

○主要課題2 育児や介護に関する支援の充実

【現状と課題】

共働きの世帯が増加する中、互いに協力しながら家庭生活の責任を担うためには、地域による支援体制の充実が必要です。

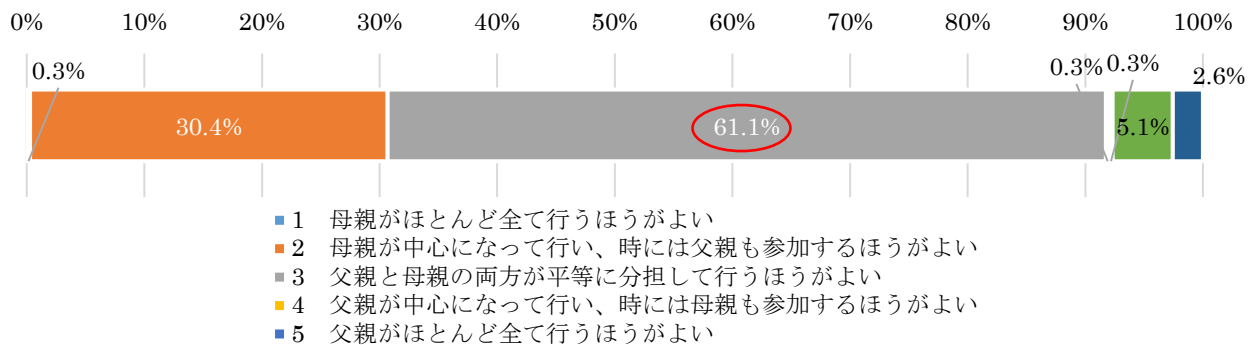
本市では、時代を担う子供達が健やかに育つことが出来るよう、出産・育児に関する相談指導やひとり親家庭に対する支援、介護知識を習得しながら家族の介護を行っているもの同士の交流会の開催等を行っております。

子育ての役割分担について、「平等に分担する」意見が半数以上を占めており【資料11】、介護の役割分担についても「男女が共同して分担する」意見が半数以上を占めている【資料12】ことから、性別にかかわらず働きながら家事等が可能となる環境整備を整えていくことが重要となります。【資料13, 14】

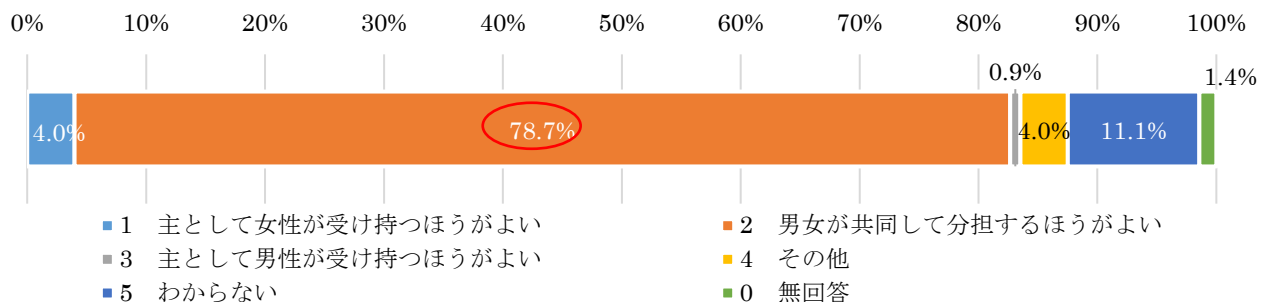
<令和3年度の主な実施事業>

- | | |
|----------------|------------------|
| ○子育て支援センター運営事業 | ○子育て世代包括支援センター開設 |
| ○ファミリーサポート事業 | ○高齢者外出支援 |
| | ○介護を担う人材の育成 |

資料11 子育ての役割について、あなたはどのように思いますか。

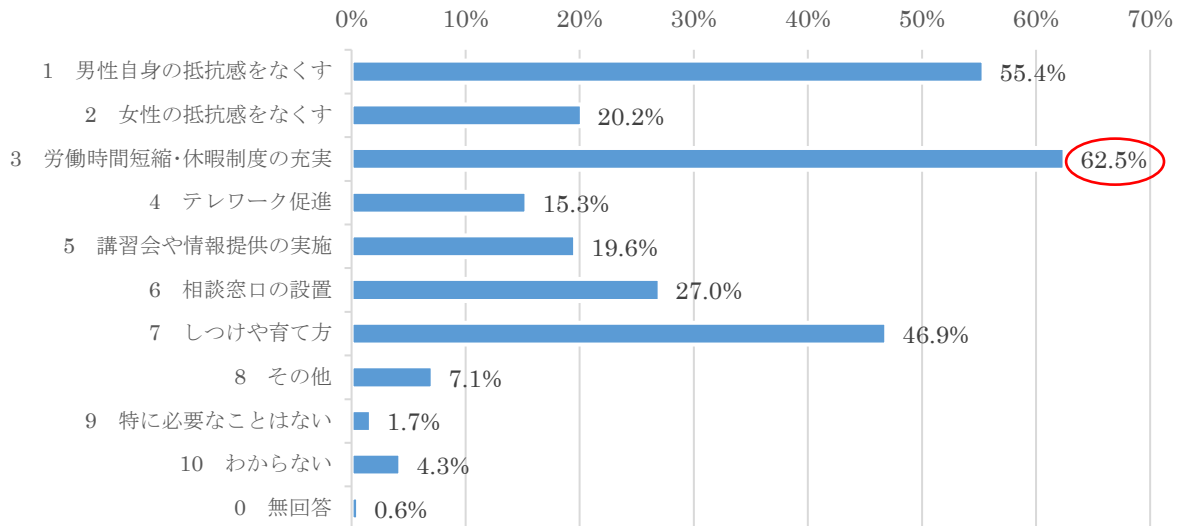


資料12 高齢者を介護する場合（在宅福祉サービス利用の有無に関わらず）、家族内における分担について、あなたはどのように思いますか。

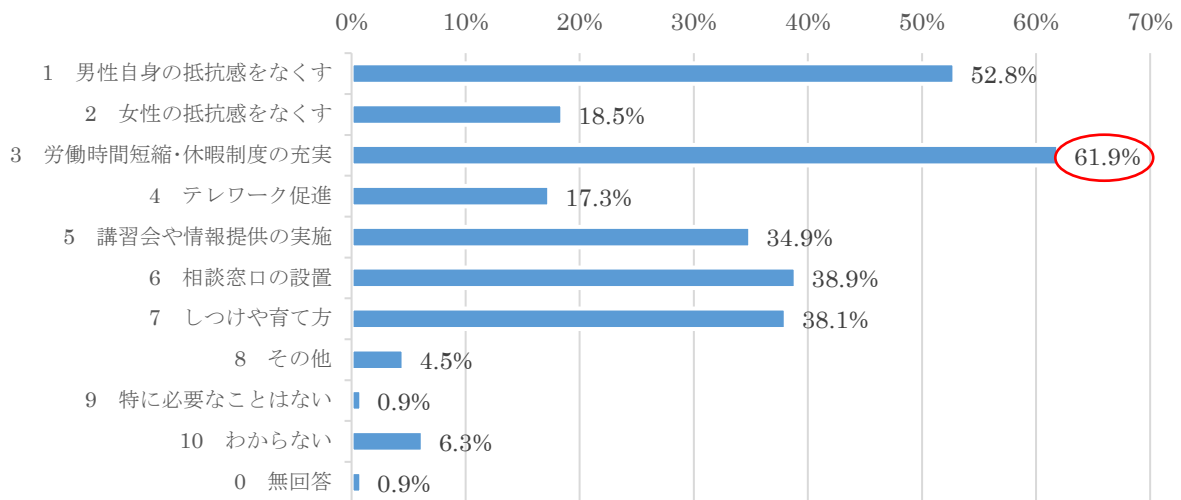


第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

資料13 男性が家事や子育てに積極的に参画していくためには、どのようなことが特に必要だと思いますか。



資料14 男性が介護に積極的に参画していくためには、どのようなことが特に必要だと思いますか。



以上、【R3.6-7 市民意識調査結果（市民編）より】

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

【施策の方向】

(1) 育児や介護休暇の制度設置や男性の積極的な取得の推進

- ・働きながら家事等を行うために、職場において休暇を取りやすい環境の整備を図ります。

(2) 家族支援サービスの充実

- ・育児及び介護を社会全体で支えていくための体制の整備を図るとともに、育児負担や介護負担を抱えている方に手厚い支援が行き届くよう、利用者のニーズを踏まえた多様で質の高いサービスの整備・充実を図ります。

【具体的施策・事業】

- ① 子育てニーズなどの調査（福祉子ども未来部）
- ② 各種事業における託児室設置の促進と託児ボランティアの養成（福祉子ども未来部・教育部）
- ③ 出産、育児に関する相談指導の充実（福祉子ども未来部）
- ④ ファミリー・サポート機能の充実（福祉子ども未来部）
- ⑤ 子育て関連施設の機能充実（福祉子ども未来部）
- ⑥ 病後児保育などの保育サービスの充実（福祉子ども未来部）
- ⑦ 介護や介護予防に関する交流の機会の促進や社会参加の充実（福祉子ども未来部）
- ⑧ 介護支援専門員など、介護を担う人材の育成と確保（福祉子ども未来部）
- ⑨ 各種相談事業の利用促進と相談体制の整備（市民生活部・福祉子ども未来部・教育部）
- ⑩ 関係機関・団体の連携強化とネットワークの構築（市民生活部・福祉子ども未来部・教育部）

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

○主要課題3 経済的、精神的自立に向けた支援

【現状と課題】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ドメスティック・バイオレンス防止法）」、「ストーカー行為等の規制に関する法律（ストーカー規制法）」等により、女性に対する暴力への対策が強化されていますが、これらの暴力に対して増加している相談等に対応しきれていない部分があるのが実情であり、被害に遭っている人たちに対して、救済支援体制のさらなる充実を進めていくことが求められています。【資料13、14】

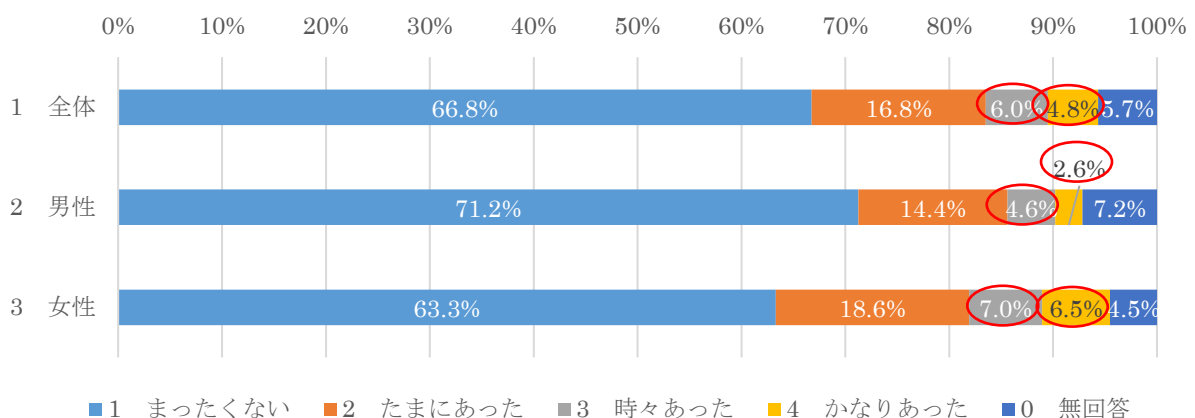
また、新型コロナウイルスや新たな感染症の影響により、収入の減少など困難な状況に置かれていたり、悩みを抱える女性が増加しています。

今後は、DVや性犯罪などあらゆる暴力の根絶に向けて意識啓発及び発生予防対策を推進するとともに、社会の中で困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるようにするために、意識啓発及び相談体制の整備が必要です。

<令和3年度の主な実施事業>

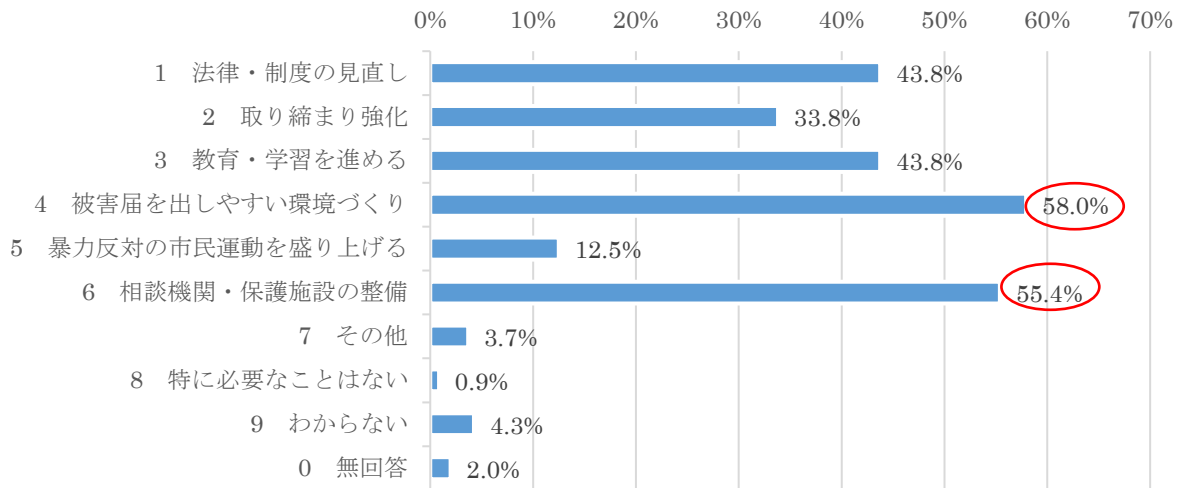
- 家庭児童相談事業 ○人権擁護委員による相談及び啓発活動 ○中学生向け講演会
- DVや性暴力等根絶に関する啓発事業

資料13 配偶者やパートナーから、精神的・身体的に極めて嫌な思いや不当な扱いを受けたことがありますか。



第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

資料14 夫やパートナーからの暴力を無くすためには、どうしたら良いと思いますか？



以上、【R3.6-7 市民意識調査結果（市民編）より】

【施策の方向】

（1）DV等の根絶に向けた啓発と被害者支援の取組の推進

- ・暴力の予防と根絶のための基盤づくりを推進し、様々な機会を通じて啓発活動を行うとともに、被害者に対する相談窓口や、被害に遭っている女性の避難場所（シェルター）の確保など、関係機関との連携を強化し、被害者の保護から自立支援まで切れ目のない支援体制の整備に努めます。

（2）新型コロナウイルスや新たな感染症の影響等で多様な困難を抱える女性や若い世代等への支援

- ・ひとり親家庭や貧困など多様な困難を抱える女性や若い世代に対して、生活の安定と自立に向けた支援及び情報提供に取り組みます。

【具体的施策・事業】

- ① ドメスティック・バイオレンス（DV）や性暴力に関する学習機会の提供（市民生活部・福祉子ども未来部・教育部）
- ② 性暴力の根絶や性犯罪等防止に関する啓発活動の強化（市民生活部・福祉子ども未来部・教育部）
- ③ 女性への暴力に関する相談体制の充実と関係機関との連携（市民生活部・福祉子ども未来部）
- ④ 性別によるハラスメントの根絶に向けた取組み（全部署）
- ⑤ 心の健康づくり支援（福祉子ども未来部）
- ⑥ 緊急一時保護及び自立支援体制の充実（福祉子ども未来部）
- ⑦ 各種相談事業の利用促進と相談体制の整備（市民生活部・福祉子ども未来部・教育部）



第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

基本目標Ⅲ 職場における共同参画の実現

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)では、女性の職業生活における活躍とは、自らの意思によって職業生活を営み、又は、営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すると定義しています。本市では男女が互いに多用な生き方、働き方を実現でき、ゆとりがあり、豊かな社会が実現されるようワーク・ライフ・バランスの周知などに取り組んでいきます。また、再就職等の希望者に対して関係機関と連携し職業能力の開発や情報提供を充実していきます。

○主要課題1 職場における女性参画の促進

【現状と課題】

女性の社会進出に伴う能力発揮への期待が高まるとともに働く女性は年々増えており、出産育児後に継続して就労することを希望する女性が増加しています。

女性の就業は、個人の自立を図るうえで大きな役割を果たし、職場をはじめ様々な社会形成に参画する機会でもあります。

職場における男女の均等な機会と待遇確保とともに女性の地位向上、職域の拡大、職業能力の向上など、女性の参画を促進する取り組み(ポジティブ・アクション)の推進が求められています。【資料15~19】

また、女性が出産後も継続して就業できるよう、保育所など社会的インフラの整備と離職した女性の再就職への支援が必要です。

一方、女性が希望する就労形態も多様化していることから、その確保に向けた支援をはじめ働く女性が活躍するための新たな取り組みを講じていく必要があります。

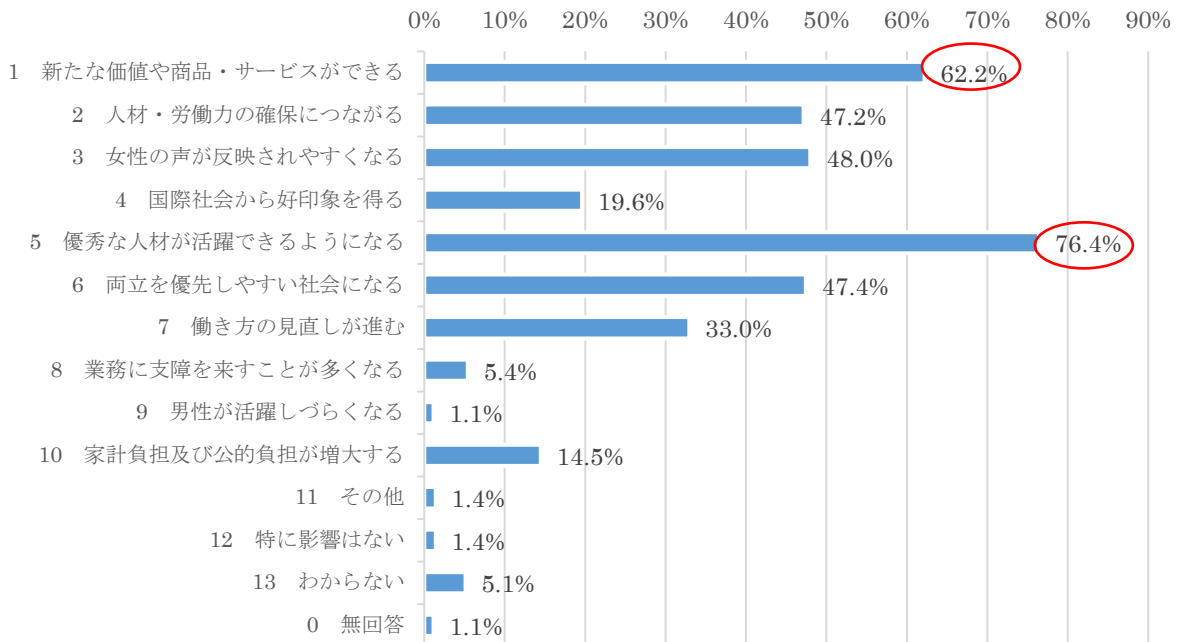
<令和3年度の主な実施事業>

○就業就職支援助成事業

○塩竈市特定事業主行動計画の推進

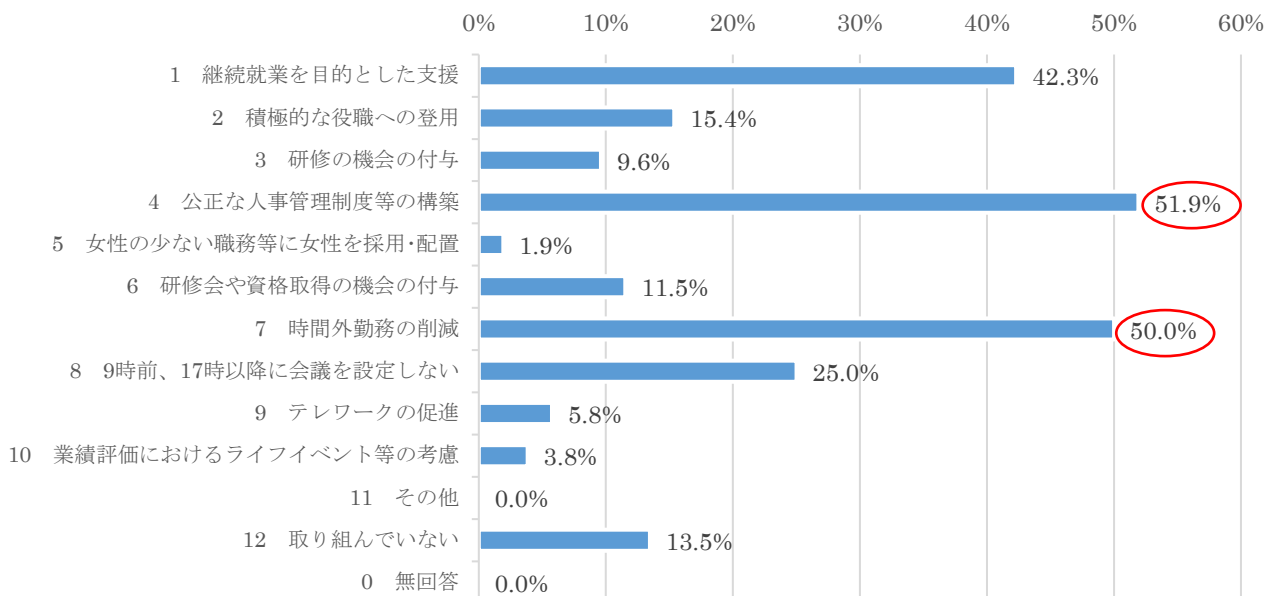
第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

資料15 職場における女性活躍が進み、働く女性が増えると、どのような変化があると思いますか。



【R3.6-7 市民意識調査結果（市民編）より】

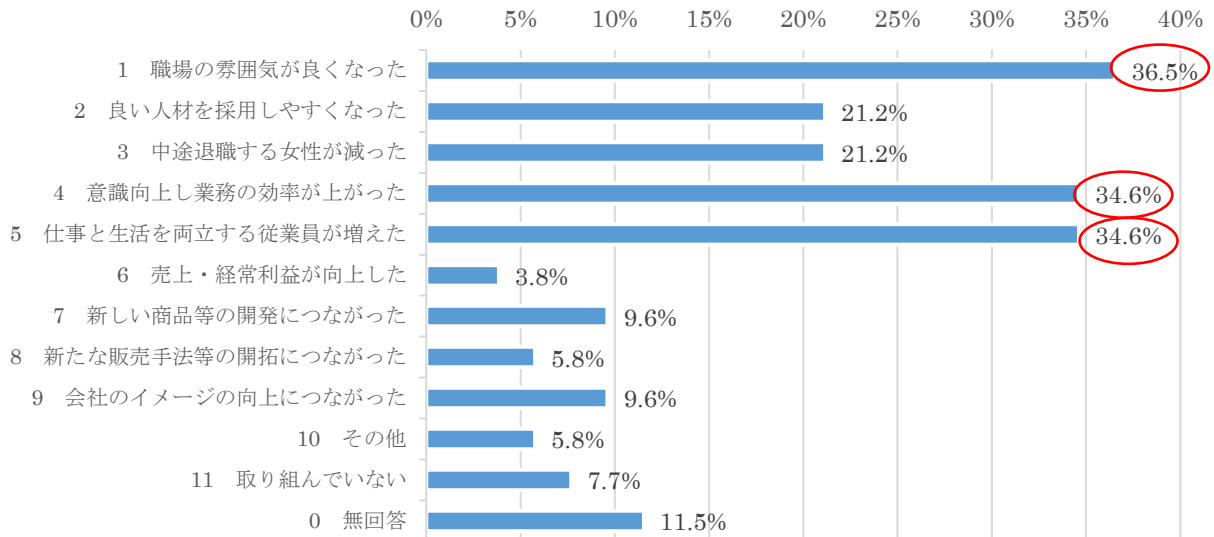
資料16 女性の活躍促進について、どのような取り組みをしておりますか。



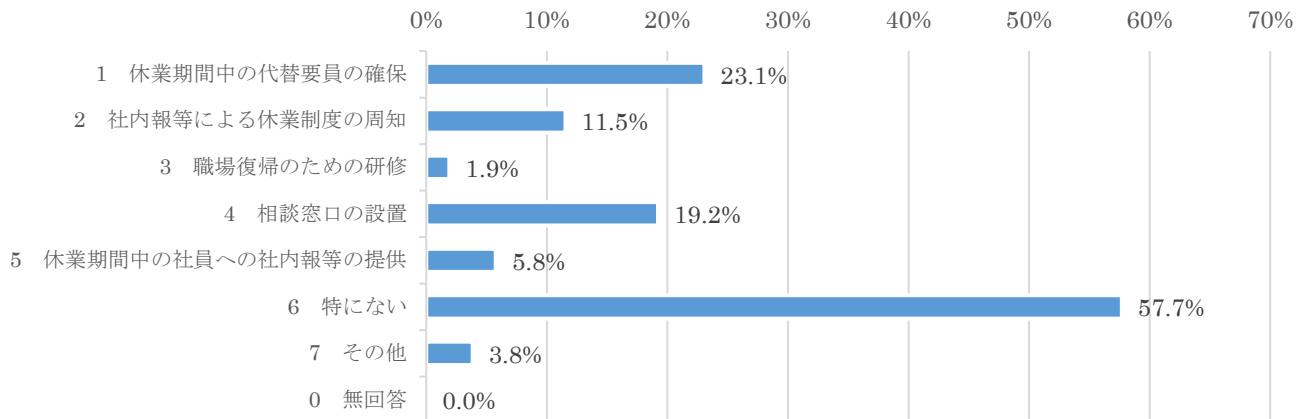
【R3.6-7 市民意識調査結果（企業編）より】

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

資料17 女性の活躍推進に取り組んで、どのような効果がありましたか。



資料18 育児休業や介護休業制度の実施に伴い次のような取り組みを行っていますか？



以上、【R3. 6-7 市民意識調査結果（企業編）より】

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

資料19 塩竈市役所職員（全職種）における女性の占める比率（令和4年4月1日現在）

	職員数	女性職員数	女性職員の割合
管理職	75名	18名	24.0%
管理職以外の職員	545名	266名	48.8%
合計	620名	284名	45.8%

【令和4年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する調査より】

【施策の方向】

（1）すべての人が働きやすい職場づくりへの啓発と取組の推進

- ・セクシャル・ハラスメントの防止など、働き続けることを阻害する様々な要因を見直し、男女がともに働きやすい環境づくりに向けて啓発や研修などに取り組みます。

（2）ポジティブ・アクションの普及啓発及び情報提供

- ・職場における事実上の格差を是正するための措置を含めて、女性の昇進、昇給や処遇などについて、男女共同参画の視点から多様な取り組みが促進されるよう、事業主への啓発や企業事例の紹介などの情報提供に努めます。

【具体的施策・事業】

1) 事業所向け

- ① 男女雇用機会均等法の定着と育児・介護休業制度の普及（市民生活部・産業建設部）
- ② セクシャル・ハラスメント防止など女性が働きやすい職場環境の充実（市民生活部・産業建設部）
- ③ 女性管理職登用などポジティブ・アクションの促進（市民生活部・産業建設部）

2) 就労者向け

- ① 職場における妊娠や出産、育児にかかる女性を守るための母性保護や母性健康管理の理解促進（総務部・福祉子ども未来部）
- ② 水産・商工業等に従事する女性への研修機会の充実（市民生活部・産業建設部）
- ③ 女性の再就職に向けた就労支援（市民生活部・福祉子ども未来部・産業建設部）

3) 行政における取り組み

- ① 女性職員の職務範囲及び内容の見直し（総務部）
- ② 多様な就労形態に関する調査及び支援（総務部・市民生活部・産業建設部）
- ③ ポジティブ・アクションを取り組む企業の事例紹介（市民生活部・産業建設部）

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

○主要課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進及び周知

【現状と課題】

全ての人が仕事と家庭を両立させるため、家庭における固定的な性別役割意識にとらわれず家事や育児、介護などの家庭責任を同等に担うことが求められています。

ともに仕事と家庭や地域における活動をバランス良く担うことができる環境づくりを社会全体で進めることが必要です。

男性の育児・介護休業の取得促進など、家事と就業とを両立することができる職場環境を確立するとともに、労働者に対する休暇制度の充実や労働時間の短縮、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたテレワークの推進など、従来の働き方を見直し、時代に合った労働条件の整備や社会的な取り組みの推進が求められています。【資料20～23】

<令和3年度の主な実施事業>

○放課後児童クラブ「仲よしクラブ」の設置 ○延長保育事業、一時保育事業の設置

資料20 【塩竈市内保育サービスの状況】

○保育所入所者数等の推移（各年4月1日現在）

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
保育所数	認可保育所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
	幼保型認定こども園	—	1か所	1か所	1か所	1か所
	小規模保育事業	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	合計	11か所	13か所	13か所	13か所	13か所
入所者数	0歳児	55名	48名	50名	39名	54名
	1, 2歳児	250名	286名	287名	288名	262名
	3歳児以上	413名	450名	451名	439名	438名
	合計	718名	784名	788名	766名	754名
待機児童数	0歳児	4名	0名	4名	1名	4名
	1, 2歳児	11名	0名	7名	8名	0名
	3歳児以上	3名	2名	0名	1名	0名
	合計	18名	2名	11名	10名	4名

○一時預かり保育延べ利用人数（各年度末実績）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
一時預かり保育延べ利用人数	2,554名	2,837名	863名※	194名※	735名※

※保育者の不足や新型コロナウイルス感染症による受入れ休止期間の影響による減

○放課後児童クラブ（令和4年4月1日現在）

・クラブ数：13クラブ(市内小学校6校) ・定員：405名 ・登録児童数：542名

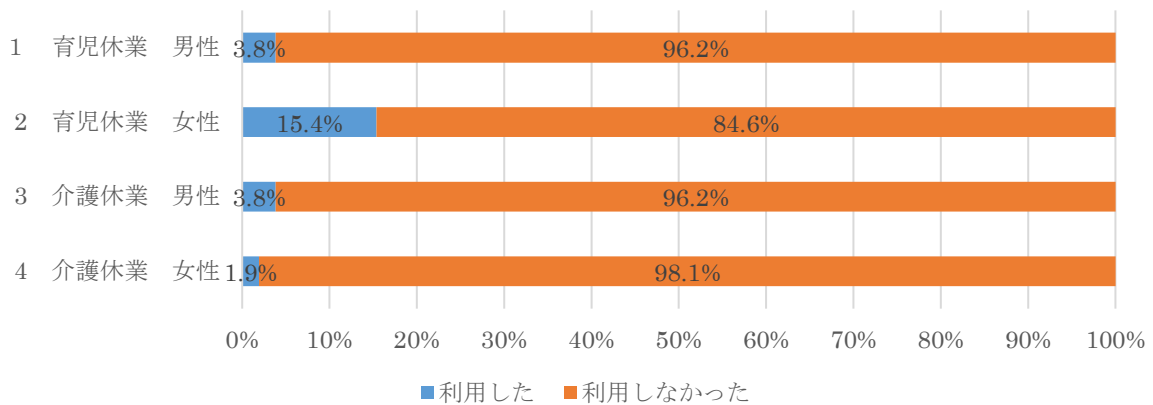
第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

資料2 1 男女共同参画社会づくりにおいて行政が行うべき取り組みは何ですか？（自由記載）

- ・ パート採用のように時短でも仕事のできる環境整備が重要になってくるのかなと思いました。【30代男性】
- ・ 育休や短時間勤務等、男性を積極的に職場から切り離さないと家庭への負担は女性にいくだけです。育休制度等にもっと会社側から社員（男性）へ積極的に取るよう動くべきだと思います。【30代女性】
- ・ 保育支援の充実をはかり、外に出やすい環境づくりが大事だと思う【60代男性】
- ・ 企業によっては人手不足等で休みの調整が大変な所があるはずですが。まずは公的施設でのサービスの充実が一番必要だと思います。【60代女性】

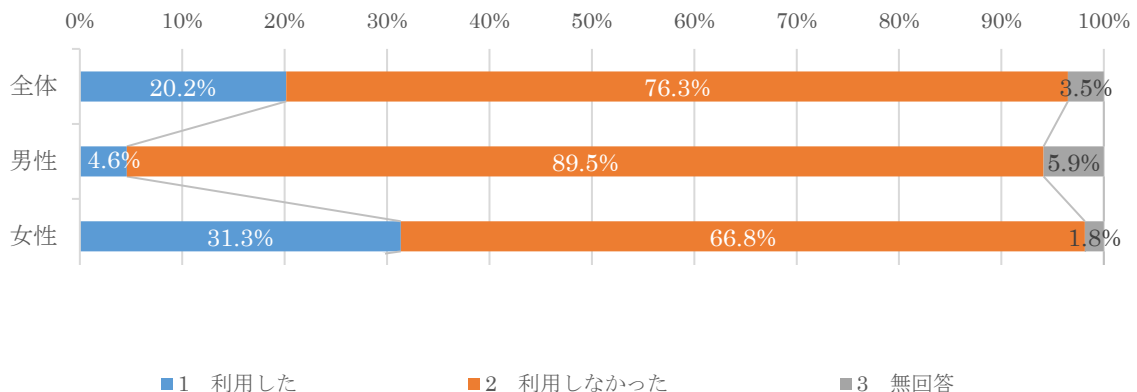
【R3. 6-7 市民意識調査結果（市民編）より】

資料2 2 育児休業制度や介護休暇の制度の利用者割合



【R3. 6-7 市民意識調査結果（企業編）より】

資料2 3 育児休業利用者割合



【R3. 6-7 市民意識調査結果（職員編）より】

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

【施策の方向】

(1) 短時間勤務や在宅勤務等、多様な就労形態に対する条件整備

- ・労働時間の短縮や在宅勤務は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するためにも、その推進が求められています。
- ・男女がともに仕事、家庭、地域生活を両立することができ、心豊かな生活が送れるよう、多様な就労形態の整備について、関係機関と連携し企業などへの啓発活動に取り組みます。

(2) 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発及び取組の推進

- ・育児・介護休業制度がより利活用しやすい環境整備となるよう、積極的な制度の普及に努め、「子育てや介護は男女がともに担い、地域全体で支えるもの」という意識の浸透を図り、制度活用の促進に努めます。
- ・就労形態の多様化により、保育ニーズも多様化していることから、働く人たちが仕事と家事等を両立できるよう、更なる保育・介護サービスの充実に努めます。

【具体的施策・事業】

1) 事業所向け

- ① 事業所内託児所設置などの働きかけ（市民生活部・健康福祉部・産業建設部）

2) 就労者向け

- ① 有給休暇取得向上のための働きかけ（総務部・市民生活部・産業建設部）
- ② 男性への育児・介護休業制度の利用促進（総務部・産業建設部）

3) 行政における取組

- ① 子育て支援機能の充実（福祉子ども未来部）
- ② 放課後児童クラブの充実（福祉子ども未来部）
- ③ 子育てボランティアの育成や関連施設の充実（市民生活部・福祉子ども未来部・教育部）

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

○主要課題3 職業能力の開発や学び直しの支援及び情報提供

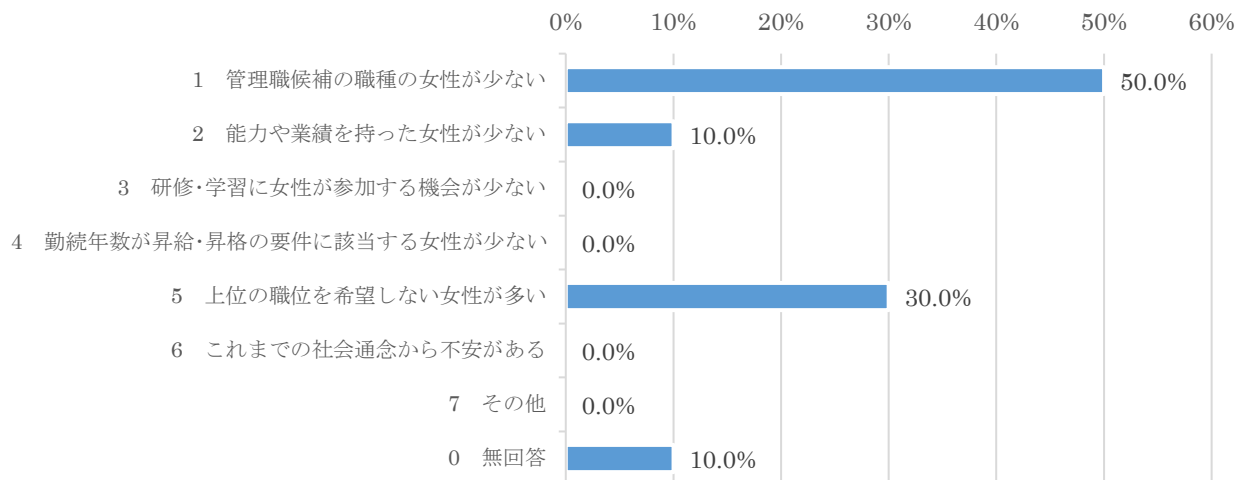
【現状と課題】

少子高齢化及びライフスタイルが多様化している中、仕事と生活の調和の実現に向け、人生100年時代も意識した多様で柔軟な働き方を選択できるよう、制度の整備及び働き方の見直しに関する意識の啓発が必要です。

また、性別や年齢に関係なく職業意識や職業能力の形成が求められており、職業観を養い、持てる能力と意欲が発揮されるため、職業能力開発や学び直しに対する支援が必要とされております。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」においても、女性の積極的な採用や昇進の活用と、仕事と家庭の両立に必要な環境整備が盛り込まれていることから、女性の職業開発支援などを積極的に行っていく必要があります。【資料24・25】

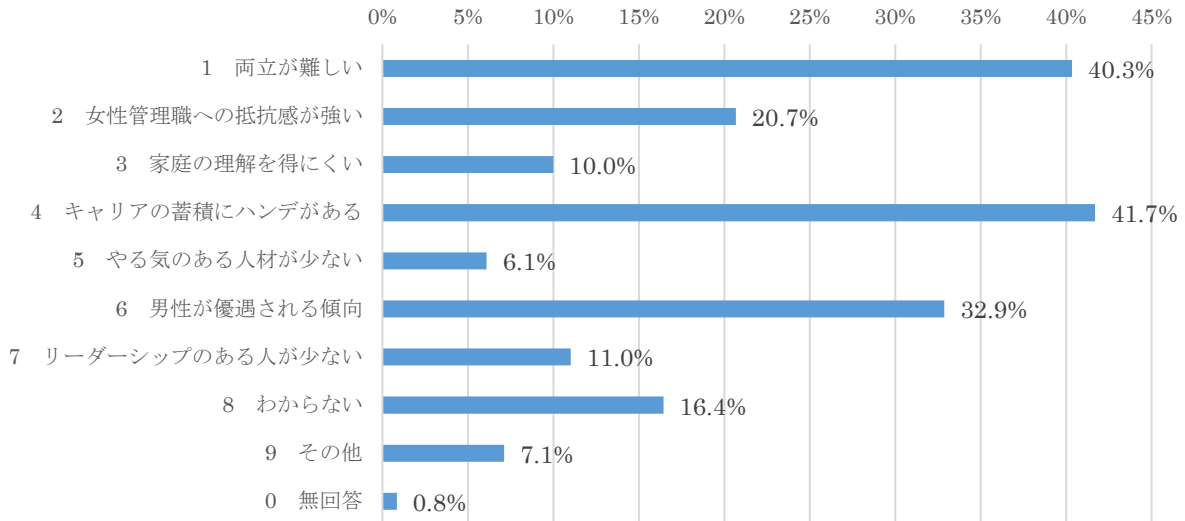
資料24 女性の管理職を増やす場合の課題は何ですか？



【R3.6-7 市民意識調査結果（企業編）より】

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

資料25 市役所に女性管理職が少ないことについて、どのような理由があると考えますか？



【R3.6-7 市民意識調査結果（職員編）より】

【施策の方向】

（1）キャリアアップや再就職などに向けた職業能力開発への支援

- 働く女性のキャリアアップや能力育成に努め、出産・育児などにより一旦仕事を離れた女性の再就職において、就職準備セミナーなどの学習機会の充実や能力開発に関する情報提供を推進します。

（2）学び直しの機会や情報の提供

- 全ての人と一緒に学び続け活躍し続けられる環境の整備のため、学び直しの機会の提供や情報提供を推進します。

【具体的施策・事業】

- ① 職業能力や職業訓練、研修機会の拡充（産業建設部）
- ② 就業やキャリアアップ等に関する情報提供や学習機会の充実（市民生活部・産業建設部）
- ③ 女性の活躍推進に向けた啓発（市民生活部・産業建設部）

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

基本目標Ⅳ 地域社会における共同参画の実現

市の人口の半数を占める女性の意思、意見の公正な反映や女性の多様な視点及び様々な能力活用が欠かせないため、町内会等の地域活動への参加や市審議会、防災活動等への政策決定過程への女性の参画を、引き続き推進していきます。

また、男女共同参画社会とは、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会となるよう、男性への支援を行っていきます

○主要課題1 政策や地域活動等の方針立案や意思決定の場への女性参画の促進

【現状と課題】

男女共同参画社会とは、生活に関わる全ての分野においてすべての人がバランスよく参画し、互いに尊重され認め合う社会です。

女性の社会進出により、家庭や地域において役割を担いながら、新たな分野において活躍の場が広がっていますが、政策や意思決定過程への女性の参画の割合は高くはありません。

性別による偏りをなくし、バランスのとれた社会を形成するため、あらゆる分野における決定過程において積極的な女性の参画を社会全体で推進していく必要があります。【資料26】

また、男性の長時間労働の抑制等働き方の見直し、直面する介護の問題などの課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向け、積極的な働きかけを進め、男性の意識や行動の変革につなげていくことも重要です。

資料26 各組織などにおける女性比率（令和4年4月1日現在）

○塩竈市の審議会等委員における女性の割合	26.8%（95名／354名）	※県内市町村	28.2%
○塩竈市の管理職に占める女性の割合	24.0%（18名／75名）	※宮城県	10.8%
○町内会における女性会長の割合	7.9%（13名／165名）	※県内市町村	5.1%

【施策の方向】

（1）男女共同参画に対する意識の醸成

- ・本市の政策や方針に女性の立場や意見を反映させていくため、各種委員会・審議会などへの女性委員の登用を推進し、女性委員のいない各種委員会・審議会等の解消に努めます。

（2）町内会や市民団体等の方針立案や意思決定の場へ女性参画の促進

- ・地域活動におけるバランスのとれた方針・政策決定が可能となるよう女性の役員登用等について情報提供及び意識啓発を行います。また、地域を支える各種団体の活動を支援するとともに、これらの団体との連携及び協働を推進します

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

【具体的施策・事業】

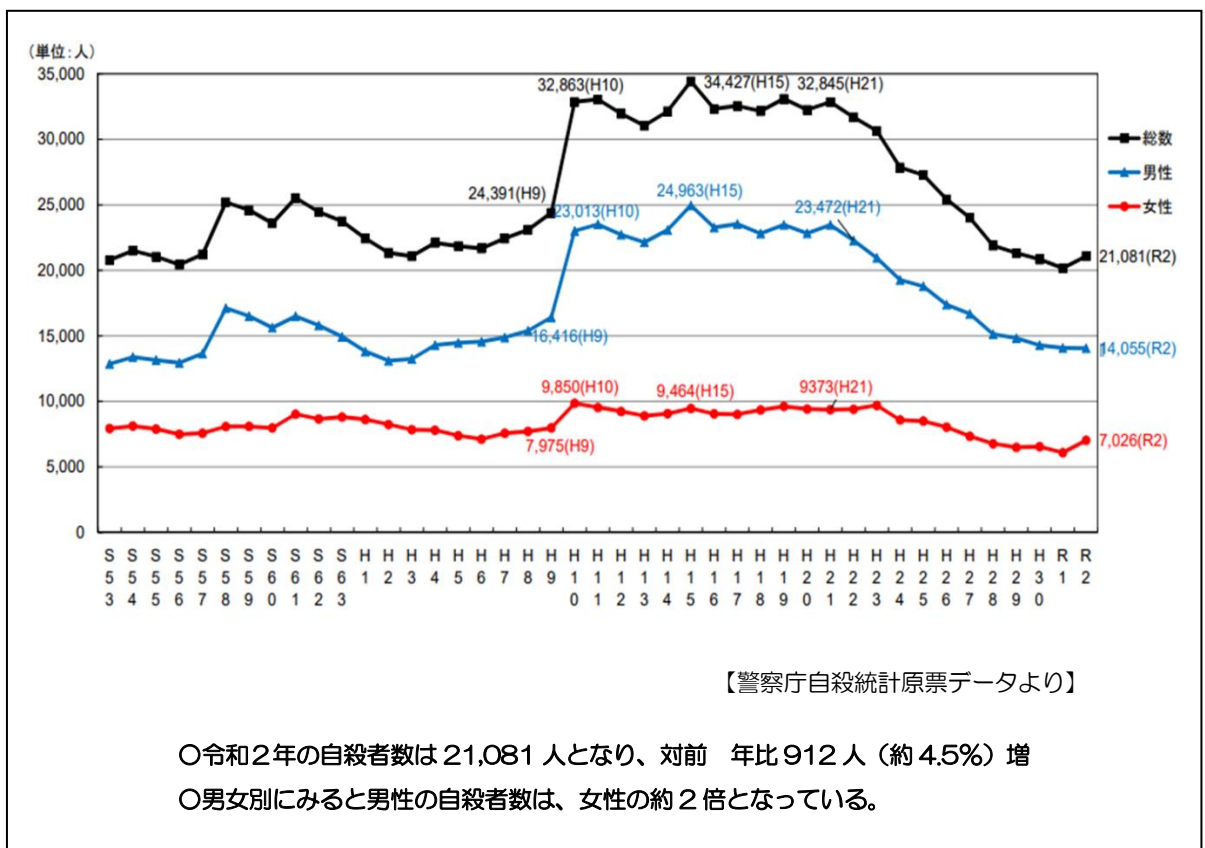
- ① 審議会・委員会などへの女性の登用促進（全部署）
- ② 町内会や市民活動団体の活性化に向けた女性役員登用の促進（全部署）
- ③ 各種講座や講演会、研修会などの学習機会の拡充

○主要課題2 男性の固定的役割意識や長時間労働の抑制等、働き方の見直しによる男性の地域や家庭への参加の促進

【現状と課題】

一家の大黒柱となるために、仕事をし続けたり、長時間労働せざるを得ないといった男性の固定的価値観により、離職や退職後等に家庭や地域で孤独を感じている問題があることから、男性にとっても多様な生き方へ支援を図っていく必要があります。【資料27】

資料27 自殺者数の年次推移



第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

【施策の方向】

(1) 地域活動へ参加しやすい環境の促進

- ・孤立化を防ぐために幅広い年齢の男性を対象に、サークル活動や地域活動の参加支援を行います。

(2) 相談窓口の周知

- ・男性は悩みを相談できず一人で抱え込んでしまう傾向にあります。男性に向けた相談窓口の周知を図ります。

【具体的施策・事業】

- ① 男性のサークル活動等への参加支援（市民生活部、福祉子ども未来部、教育部）
- ② 男性向け相談窓口の周知（総務部、市民生活部、福祉子ども未来部）

○主要課題3 多様な視点の防災意識の向上に向けた取組

【現状と課題】

人権の尊重は、誰もが持つ基本的権利であり、防災対策においても一人ひとりの人間の尊厳、安全の基本となるものです。とりわけ、女性の視点の反映は、高齢者や乳幼児、障がい者等の災害要支援者や多様な人々への配慮となり、ひいては地域の防災力向上へつながります。

しかし、これまでの災害において、特に女性と男性のニーズの違い等が配慮されず、多様な視点に立った対応が不十分であるといった課題がありました。

このことから、誰にとっても安心安全な防災対策を進めていく上では、自主防災組織や町内会、まちづくりなど様々な活動の場面において、女性の意思決定過程への参画が必要です。

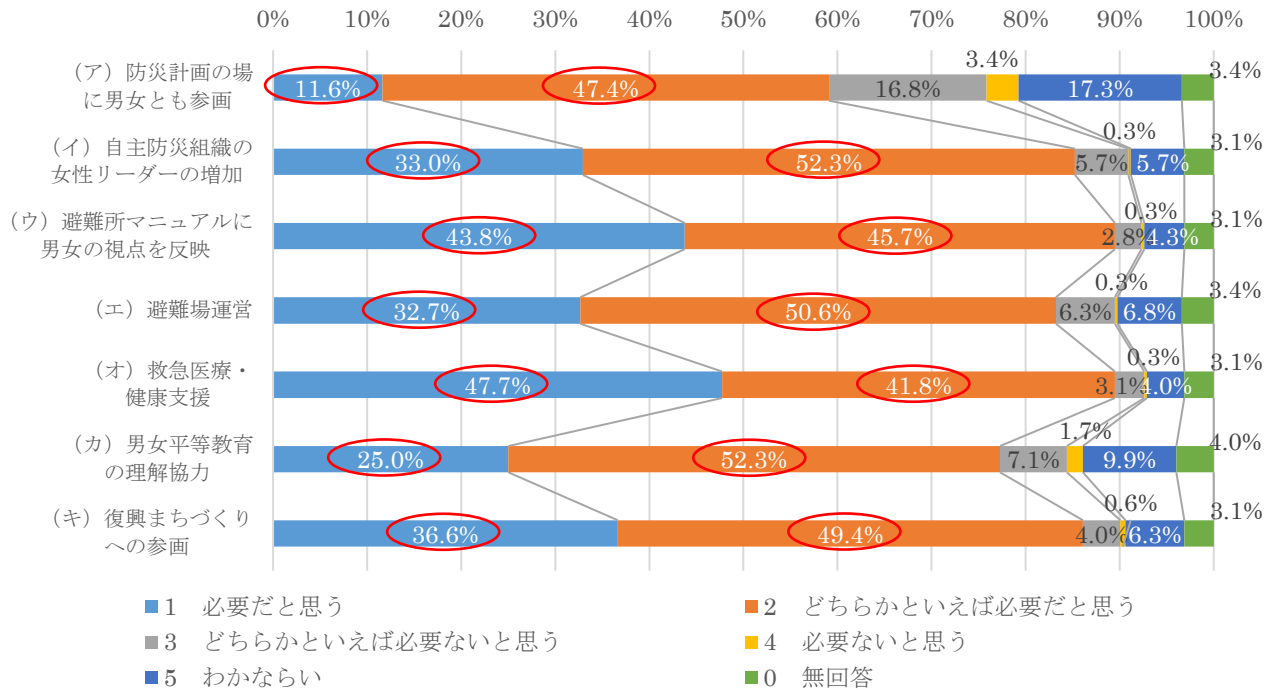
また、災害時には、平常時における地域の課題が一層顕著になって現れるため、常日ごろから、男女共同参画社会実現に向けた取り組みの継続が求められています。【資料28】

<令和3年度の主な実施事業>

- | | | |
|---------------------|-------------|-------------|
| ○防災研修会の開催 | ○自主防災組織への支援 | ○女性消防団の加入促進 |
| ○女性に配慮した避難所マニュアルの作成 | | |

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

【資料28】 東日本大震災以降、またコロナ禍の中、今後の災害に備えて「性別による違い」に配慮した取り組みが求められておりますが、どの程度必要だと思いますか。



【R3.6-7 市民意識調査結果（市民編）より】

【施策の方向】

(1) 地域における防災・復興の担い手としての女性の力の活用

- 東日本大震災からの復興・再生の過程では、様々な場面において女性が主体的に活動し、地域を変える大きな役割を果たしました。このことから、防災活動においても人口の半分以上を占める重要な担い手である女性の育成及び参画を推進します。
- 地域防災計画の改訂に際し、防災会議に女性専門委員会を設け、様々な意見を反映させます。

(2) 多様な視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保

- 多様な視点での防災に関する意識の啓発を行うとともに、市民が安全でかつ安心して暮らせるように、防災訓練の場を通じ、女性の視点から様々な検証をしていきます。

【具体的施策・事業】

- 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立及び防災訓練の実施（総務部）
- 災害時に影響を受ける女性と男性の多様なニーズへの支援（総務部）
- 平常時からの男女共同参画の推進（全部署）
- 協議会や避難所等の防災現場における意思決定の場への女性参画の促進（総務部）
- 町内会等地域コミュニティでの女性参画の促進とリーダーの育成（総務部、市民生活部）
- 女性消防団の加入促進（総務部）

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

○主要課題4 多様な人が支え合う社会実現に向けた取組

【現状と課題】

男女共同参画社会への取り組みは、人権尊重という世界的な協調のもとに展開しており、一つの国の中だけで達成されるものではありません。世界平和と発展のための市民活動も地球規模で行われております。

本市も国際交流社会の一員として、世界の女性の地位向上に貢献する活動に積極的に参画することが期待されます。

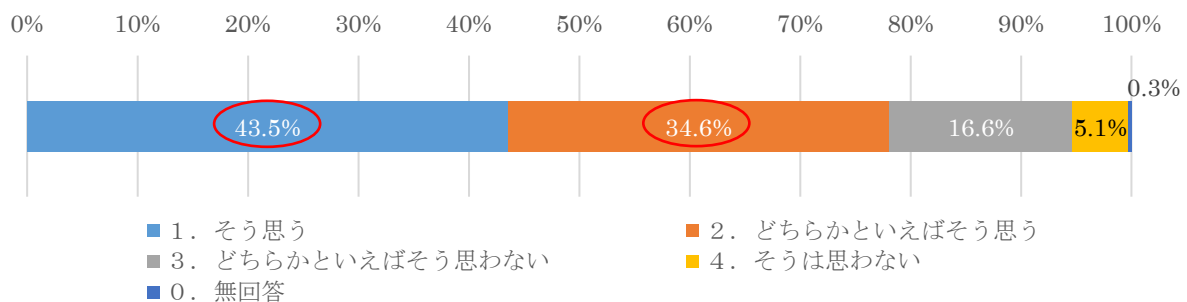
本市には水産加工業を中心に、そこで研修を受ける外国人などが在住しており、こうした外国籍市民との交流や支援を推進することは、互いの生活や文化の違いを理解し、国際感覚を養う良い機会となります。

今後とも、異文化の相互理解を図り、多様な文化や価値観を認め、グローバルな視点で行動できる市民意識の醸成を図ることが必要です。【資料29・30】

<令和3年度の主な実施事業>

○外国語母子手帳の整備 ○技能実習生との交流 ○技能実習生の成人式参加

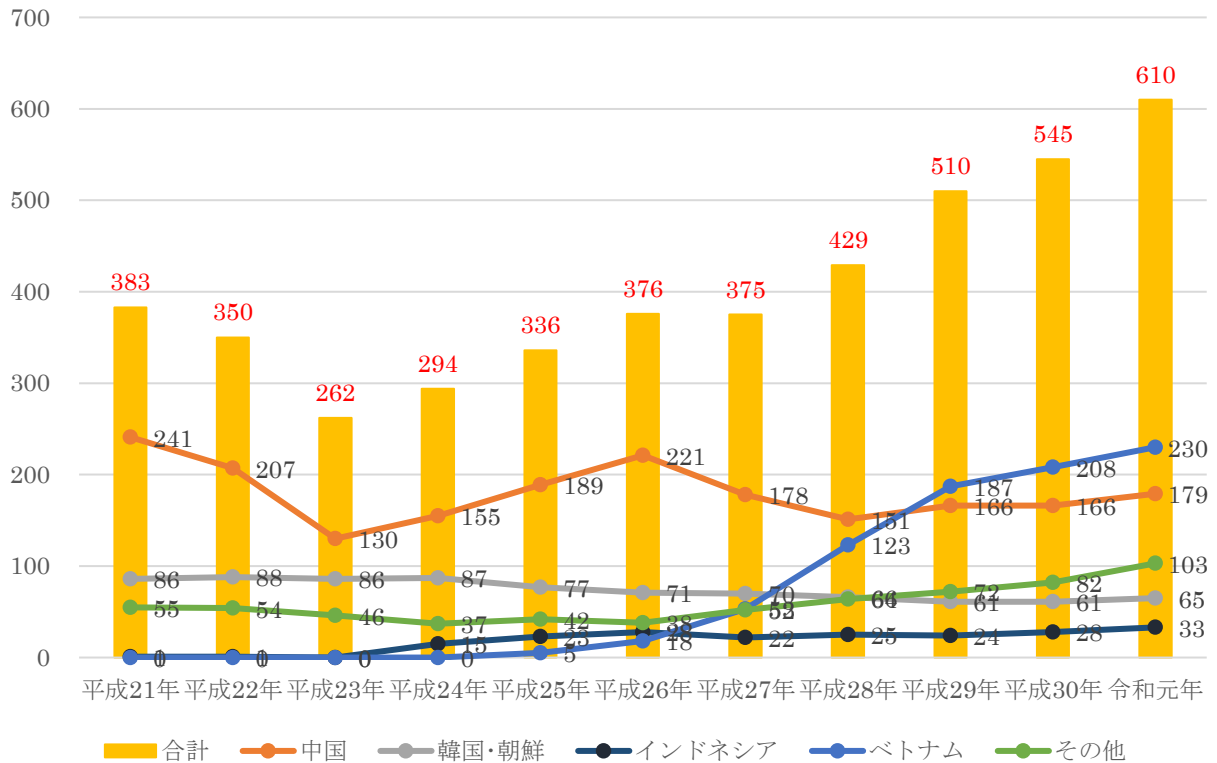
資料29 国籍を問わず、色んな人と交流をしてみたいと思いますか？



【R3.7 市民意識調査結果（中学生編）より】

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

資料30 塩竈市における登録外国人国別人口の推移



【施策の方向】

(1) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立

- ・国際社会における男女共同参画の推進の動向及び取組について、情報を収集し、市民に提供します。また、国籍や民族等の違いに関わらず、すべての市民の人権が尊重され、かつ、誰もが地域社会に参画することができる「多文化共生」の社会づくりを進め、外国人市民等の社会活動への参加促進と支援に取り組みます。

(2) 性別や障がいの有無、国籍や文化等の違いに関わらず、多様な人が共に支え合う地域づくりの推進

- ・生活環境を整えるとともに交流の機会を促進し、地域の構成員として互いに認め合い、支え合う地域づくりをめざします。

【具体的施策・事業】

- ① 国際交流事業など多文化共生を目指した学習の機会の創出や人材育成(総務部・教育部)
- ② 外国籍市民や技能実習生への支援や交流事業の実施(市民生活部・福祉子ども未来部・産業建設部・教育部)
- ③ 誰もが暮らしやすい生活環境の整備や交流事業の実施(全部署)